平成２１年（フ）第１３８号
北海道中川郡幕別町札内若草町550番地の42
債務者　伊藤　征弘
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木野村英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
静岡県浜松市中区広沢２丁目46番33号
債務者　増田　篤浩
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　昇二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
長野市大岡乙269番地１号地
債務者　山﨑　辰子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　武寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
北海道留萌市錦町１丁目４－８中心街ビルマンション４階401号室、住民票上の住所北海道留萌市開運町１丁目３番11号
債務者　小本　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５９号
新潟県魚沼市井口新田441番地10
債務者　東樹　松夫
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
新潟県長岡市宮関１丁目３番43号
債務者　品川　一美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３４０号
愛知県津島市江西町４丁目151番地　アートシーン201号
債務者　林　　延弘
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８１号
長野市川中島町上氷鉋957番地の３
債務者　北沢　明典
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１７２号
名古屋市中村区太閤３丁目７番55号　重原食品本館ビル203号
債務者　西田　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０号
茨城県つくば市花畑３丁目19番地12　ＫＵＲＡ106号
債務者　北出　奈美（旧姓高杉）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０２号
茨城県土浦市真鍋新町15番18号　野口住宅Ａ
債務者　金　　美禮（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
茨城県石岡市宮ケ崎584番地６サニーヴィラ大槻Ａ―103
債務者　小松﨑由香里（旧姓佐谷）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１１号
茨城県つくば市西大井1712番地19
債務者　青木　明美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９９号
さいたま市南区辻３丁目９番13号
債務者　梅崎　三男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２８号
さいたま市中央区大字下落合1082番地２　アンプルールフェールタケダ201号
債務者　高島　賢一
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６５号
さいたま市桜区西堀３丁目20番７号　エスポアールハイツ103
債務者　吉田　絵美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
埼玉県新座市北野２丁目４番５号　レジデンス北野201号室
債務者　橋本　健兒
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係